

射水市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

射水市長 夏野元志

射水市条例第20号

射水市個人情報保護条例の一部を改正する条例

射水市個人情報保護条例(平成17年射水市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第34条第2号中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。